

Title	聖戦(Jihad)について
Sub Title	
Author	内藤, 智秀(Naito, Chishu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.21, No.3/4 (1943. 6) ,p.73(353)- 83(363)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430600-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430600-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 聖戦 (Jihad) について

内藤智秀

## 一

回教に關する各種の研究の内で、回教法制史の研究は比較的論理的で、極めて複雑多岐な回教學の中で、その法制史的研究に從事するときは稍々胸の透く感がある。回教學の中、回教法制が基本的なものであることは當然である。これが理解されなければ謂ゆる回教政策なるものも樹立されないわけである。然るにその回教法制史的研究の内で、聖戦に關するものは、最も本質的なものであり、尠くとも回教政策樹立に際しては最も基礎的なものであると思ふので、左にその一端を考察して見よう考へる。

## 二

聖戦 (Jihad) とはその文字本來の意味からいへば、努力又は鬪争を意味する。これは回教を信奉せ

ある不信者に對する回教徒の宗教戰爭の意である。そしてこれは回教徒の宗教上の本質的な義務で、コーラン及びマホメットの言行錄ハヂス (Hadith) の中に、神聖な規定として定められてゐる。又これは回教發展のために、更に回教徒から禍を取り除くために強制される。

今一の異教徒の國土が回教徒によつて征服された場合、その被征服國の國民は左の如き要求を提起される。

- (1) 被征服國民が回教に改宗すれば、彼等は回教國の公民權を有する市民となる。
- (2) 被征服國民が人頭稅 (Jizzah) を支拂ふ場合は、例へ回教に對する不信者であつても保護を與へられてズンミー (Zimmi) となる。そしてアラビアの單なる偶像禮拜者でないことの證明を得るのである。
- (3) 斬罪に所せらるゝこともある。その場合は人頭稅をも支拂ふことを拒んだ際である。  
以上三箇の場合の一を選ばなければならぬのである。

尙ほスフイ (Sufi)<sup>(註11)</sup> 派の説明によれば、回教には二様の意味の聖戰があつて、その一は大戰爭 (Jihādūl-Akbar) でそれは自己の私慾に對立するもので、他の一は小戰爭 (Jihādūl-Assghar) といひ、不信者に對立するものである。

この聖戰の義務は、總べて、註釋者の説く所によれば、何時でも常に發展し、又展開されるもので、

コーラン中に多數遺されてゐるが、それ等の句は何れもメヂナの節に含まれてゐることは注意すべきことであらう。メヂナ節とはマホメットが敵に對抗する際命令した言辭の中に收められたもので、回教唱導の當初、その信者はメッカに於ける不信者達から多くの迫害を受けたけれども、マホメットはこれに對して攻撃を加へることを禁じてゐた。併し彼等が西紀六二二年メヂナへ遷つた聖遷後は、その關係は緩和されて、コーラン第十二章三九—四二節にも、回教徒が若し將來他より攻撃された場合、これに對して防禦することを神アラハに許され、斯様にして彼等はアラハの加護に浴するものであると記してゐる。そして、マホメットはメッカに對して聖戰を布告し、六二四年にはバドルの戰を、六二五年にはウファツドの戰を、又六二七年には塹壕の戰を敢てして、常に戰勝の美果を結び、六三〇年には終に平和の間にメッカを占領して、彼等回教徒聖戰の當初の目的は達成したのであつた。

### III

宗教は平和的であると同じ程度に於て、亦好戦的である。如何なる戰争も宗教の支持を受けなかつたものはなかつた。その理由は戰争に際しての社會的又個人的與奪は宗教的色彩を帶び易く、又宗教は全身全靈的であるから、その解決のためにはあらゆる犠牲を要し、又遂には戰争をも辭せざる傾向を生じ易い。又社會的にいつても、交戰國の正統的宗教組織は常にその戰争を支持し、鼓舞する役割を課さ

れ、従つて戰勝や神護の祈願その他御守札等は戰にはつきものとなる。

併し、宗教は社會的又經濟的基礎から離れて、それのみが獨立して戰爭を惹起し又繼續し組織し得るものではない。特に宗教戰爭と呼び得るものは、大約左の如き區分をすることが出来る。

(1) 原始社會及び民族神の名に於ける戰争

(2) 傳導的な國際宗教の征服戰争

(3) 聖なるもの特に聖地を守るための戰争

(4) 封建的で軍事的な宗教組織を遂行するための戰争

(5) 宗教の名に於ける政權爭奪戰

(6) 宗教的な内亂

以上を計算することが出来る。

右の内一—三と四—六とは互に交叉する。そして單純な一つの原因によつて生ずる宗教戰争は容易にあり得ない。今上記の順に説明して見ると、

その第一、原始時代に於て、宗教は一つ一つの社會の理念の結合體であるから、あらゆる社會の人的行動は、戰争をも含めて強い宗教的色彩を帶びてゐた。即ちある原始時代の地方の社會では、その愛人の死や、仲間の死亡に當つて、復讐戰を起すことは彼等に課されたる神聖な義務であつた。即ち戰争は

神意に従つて行はれるのであつた。民族神はイスラエルに於ける「萬軍のイエホバ」の如く、戰の守護神で、宗教と戰爭との緊密な結合は舊譯聖書にも亦コーザン中にも各所に見ることが出来る。

その第二、國際的宗教の發生とその傳導は佛教でも、キリスト教でも亦回教でも、新と舊、征服と被征服とをめぐる多くの宗教戰爭を伴つた。殊に國家と教會との關係が密接であつたキリスト教のカトリック教や回教ではその例に富むのである。世界を單一な宗教的國家に統一することは永くローマ法王、神聖ローマ皇帝乃至カリフの理想でもあつた。

その第三、ユダヤ教、キリスト教及び回教の聖地エルサレムを廻つて激しい戰は幾度となく展開された。第十一世紀以來二百年に亘る十字軍は回基兩教徒の聖地回復に關する代表的な戰であつた。

その第四、歐洲中世に於ける歴史的推移は政教兩權の消長を物語る權力の爭奪戰であるとも見ることが出来るであらう。わが國に於てさへ寺院は城郭となり、僧侶が兵士となつた例は一再にして止まなかつた。現に喇嘛教では今日でもその制度を見る。

その第五、わが國に於ける蘇我物部兩氏の爭は新舊思想の鬭争であると共に、政權爭奪の戰でもあつた。歐洲に於ける中世末期の皇帝黨<sup>ゲルフ</sup>と法王黨<sup>ギベリン</sup>との争とか、又第十六世紀のユグノー戰役等にもこの色彩が極めて濃厚である。

その第六、近世以後の宗教戰爭の多くは、農民を先頭とする階級鬭争が基礎となつてゐた。第十六世

紀に於ける歐洲に於ける宗教改革に伴ふ各種の戰爭、即ちドイツの三十年戰役とか、ユグノー戰役の如きもある意味ではこれであり、イギリスやオランダの獨立解放の戰爭は極めて複雑な姿を爲してはあるが、全體としては農民を先頭とするブルジョア革命の一歩であるともいへる。島原の亂も農民の反抗に基づづけられてゐる。即ちこの宗教戰争に於けると同様に革命とか内亂に於ても、これと同様な心理的過程が現はれて來るのを見るのである。

## 四

回教ではその法制の主要なるものが二分されるが、その一は聖戰及び儀典に關するもので、他の一は民事、刑事及び行政に關するものである。第一の聖戰に關するものは回教徒の五つの義務の一つであるが、五つの義務とは禮拜 (Salat) 淸淨 (Taharah) 喜捨 (Zakat) 齋戒 (Sawm) 及び巡禮 (Hajj) である。

その中聖戰は喜捨 (Zakat) の一であるが、信仰に導く必要のある人々とか奴隸とか、ある種の負債者とか乃至は神の道たる聖戰、旅人等のために財産の一部を獻げる義務的な喜捨もあるが、聖戰はその一なのである。尙ほ聖戰は禮拜の一であるとするもの、更に五柱以外の第六柱であるといふものもある。但し喜捨は個人の所有が自己及びその家族の自然的又地位的欲望を充すに必要な量を越える時始めて

要求されるといふ基本的な規定がある。この喜捨は始め自由意思によるものであつたが、後には豫言者は喜捨に關し、精細な規定を設ける様になつた。即ち收入の内果實や穀類の如きはその十分の一を、又

家畜の如きは特殊の計算により、更に金銀その他の商品はその收入の四十分を喜捨することに定めた。

そして果實や穀物の如き農產物は收穫と同時にこれを收め家畜や金銀商品等は所得の一年後に收めるごととし、又その最低の所得の程度を定めて、その所得以下のものは、徵收の義務を負はなかつた。そして實際問題としては苛歎誅求が行はれたので、喜捨による徵收が後には困難となり、金銀とか商品に對して徵收する喜捨は徵收されず、又は規定以下に行はれたこともあつた。

總じて回教信者は聖戰に參與する義務を負ひ、イマム及び回教團體としても重要な宗教的義務として不信者に對する聖戰に參加するのであつた。即ち異教徒を正しき信仰に導き改宗せしむるため努めるのである。

信者がその迫害を加ふるものに對して戰ふ際について、コーランの中に左の如く記載してゐる。「彼等の故郷より不法に追放された人々が『神の慈悲により、アラハは吾等の主である』と、只だこれだけを稱ふるばかりで、アラハは彼等を助くるに充分の強さを持つ。若し神は互の隠所、寺院、禮拜所に於て援助しなければ、神の名の讚えられる參拜者の聖地は荒廢に歸するであらう云々」と、

この攻擊者に對する防禦を申請する許可は、後不信者に對して實際攻擊すべき命令と變つた。掠奪者

とか盜賊とかに對する度々の遠征が試みられたが、之がメッカ對メヂナの永續的鬭争となり、遂に聖戰はイスラム信者の最も重要な宗教的義務の一となつた。そして個人としては聖戰に參加することの出来ない人々も、尠くとも出來るだけの方法により、金錢を支拂ふことにより聖戰を援助しなければならぬこととなつた。斯様にしてメッカが占領せられ、その住民がイスラムに改宗して後も不信者に對する聖戰がイスラム信者の宗教的義務として殘つた。

豫言者はその當時異教徒の不信に對してのみ追求するといふのでもなかつたが、アラビア種族中の異教の種族に對する聖戰が必要であつた。その故は彼等異教徒の種族は常に條約を無視し、又不信行爲及び危險な行爲を敢てする傾向を示してゐた。豫言者の歿後大征服時代になると、總べての異教徒は不信者であるが故にイスラムに服従しなければならぬといふ議論が行はれる様になつた。その頃はイスラム軍はアラビアの外部地方にまで發展し多數の不信者を朝貢せしむるに至つた。

豫言者の宣言によると、「不信者達がアラバは唯一の神にしてマホメットはその豫言者であるといふ證言をなすまで、不信者に向つて戰ふことを命ずる。不信者はその聖なる言葉を稱ふることにより、彼等の財產と身體とはわれ等によつて保證される」といふのであつた。尙ほコーラン中の聖戰に關する言葉は、懲悔篇 Sura IX Al Tatra (5—6) (29)、婦人篇 Sura IV An Nisa (76—79) 黃牛篇 Sura II Ul Baqr. (413, 215)、掠奪篇 Surah VIII Al Aufal (39—42) 等に詳細明記してゐるが此所では省略する

こととする。

## 五

要するにこの聖戦は總べての男子回教徒に對する義務である。即ちイスラム信者は十歳以上に達した自由なもの、そして充分知的能力を有し服役することの出來る體力を有し、必要な武器を所持することの出來るものであれば服役する義務を有つ。併し子供は若し回教徒であつても兩親の許可のない限り聖戦に參加してはならぬ。又債務者も債權者の許可なき限りこれに從事することは出來ない。尙ほこの限度については各教派によつて色々意見を異にしてゐるが、イスラム信者達が不信者によつて攻撃された場合は、その侵略された地方の住民及びその附近のものは共に聖戦參加の個人的義務(Fard al-ain)を持つ。併し充分な數の回教徒が既に聖戦に參加した場合は、聖戦は特定の人々の義務(Fard al-kifayah)となつて、他の人々は法律の研究に從事し、又は各種の職業に從つて銃後の守りを爲すことを許される。

後世の學者の文書ファトワス(Fatwas)<sup>(註四)</sup>によれば國土が不信者達によつて征服された時、總べてのイスラム信者が専くとも彼等が宗教的義務を實施することを邪魔される際は、成るべく早くその國內を立ち去らなければならぬこととなつてゐる。

又イスラム國(Dar al-Islam)なる國全國土は次第にイスラム信者によつて征服されなければならぬ。

それ故にそれ等の地方は戦の土地 (Dar al-harb) といはれる。尙ほこれ等の攻撃の開始せらるべき時は先づイマムによつて定められるが、理論的にいへば、尠くとも毎年一陣地の軍隊が不信者に對して企劃されなければならぬ。然るに後世になると、それは不可能となつた。そしてその後の回教學者の意見によれば、現在イマムがよく訓練された軍隊を所有し、それを以て聖戦を敢行し得る様にならされてゐる時はそれで充分であるといふのである。尙ほイスラムの信者が神聖戦争に參加しなければならぬ場合についての多數の法規は、此所に詳細記述する煩をさけるが、後世になるとそれは事實上多くの重要さを有せざるに至つた。

總じていへば聖戦は出来るだけ人道的に行はなければならぬ。助けなきものを殺してはならぬ。そして敵の財産も不必要な程度に破壊されてはならぬ。(註五) 又不信者の居住地を侵略する前に、その住民をしてイスラムに改宗する様すゝめられなければならぬ。若し彼等がその改宗を拒絶するに於てはシヤフィー派の主張によると殺されたイスラム信者のために賠償金 (Diyah) が支拂はなければならぬこととなるのである。

イスラムによる聖戦研究の必要も、このイマムの命令によつては、彼等教徒が聖戦のために立つといふ點を攻究する所にあるのであらうが、聖戦を政策的に生かすのもこれ等の點からであらうと考へる。

(註一) ハヂス (Hadith) マホメットは神の豫言者であり、神聖な大なる權威を持つてゐたので、彼の存命中は回教の解釋につい

に何等問題も起らなかつたが、彼が六三二年に歿してからは、アラビアの社會的關係は極めて複雜化し、コーザン成立當時の先例だけでは解釋が困難を感じるに至つた。それで第三代のカリフ・オスマーンの頃になるとコーザンを纏めて認定本を作つた。それは豫言者マホメットに接近してゐた人々の記憶によつて、豫言者の行爲と言葉を書き留めてこれを言行錄 (Hadith) といつた。その中で豫言者の言行そのものをスンナ (Sunna) といふ。又その他に多數の法制學者の意見によつて定説となつたものは、これをイヂマ (Ijma) といふ。コーザン中に先例がなくとも範例があり、これを以て論理的に類推したキヤス (Qiyas) といふのもあるが、このコーザン、ハヂス、イヂマ及びキヤスの四つを以て回教法規の基礎とする。この四つは解釋に際して必ずしも同價値を有するものでなく、時代によつて色々と差等があるのである。

(註1) チンミー (Zimmi) 回教國內の非回教徒や、ヒダヤ教徒、キリスト教徒及び偶像崇拜者等をいふ。

(註2) スフイ (Sufi) 派とは正しくは Sufiyah といはれ、イランに於てタサウフの神祕的な教理を信奉する一派のものをいふ。この言葉の起源については多く討議されてゐる所であるが、その教理内容等に於ても、多數の論議をたゝかはされて、極めて複雜又神祕的である。

(註3) フアトワズ (Fatwas) とはカリフか判官か將軍によつて宣言された宗教法規で、多くは文書によるものであるが、今日に残るのは印度はイスラムの國であるか否かの問題に關し答へたメツカのハナフイ派判官によつて宣言されたアラビア文のものである。それによると印度はイスラムの國であるといふことになつてゐる。

(註4) 聖戰と分捕品との關係については別に詳細規定してゐる。此所では紙面の都合で省略することとする。

(註5) シヤフイ派以後の他の派では別に賠償金のことについて言及しない。尙ほ聖戰は喜捨の一であるとし、その喜捨金の使途については論議の起つたこともあり、詳細の記事もあるが、これ亦こゝでは省略することとする。